

資料4

「行政財産の未来像研究会」御説明資料

令和3年6月18日

人事院職員福祉局職員福祉課

人事院の組織と役割、宿舍法上の権限

○ 公務員は、憲法で「全体の奉仕者」と定められ、職務の遂行に当たっては中立・公正性が強く求められる。このため、国家公務員法に基づき、人事行政に関する公正の確保及び国家公務員の利益の保護等に関する事務をつかさどる中立・第三者機関として、設けられたのが人事院である。

人事行政の公正の確保

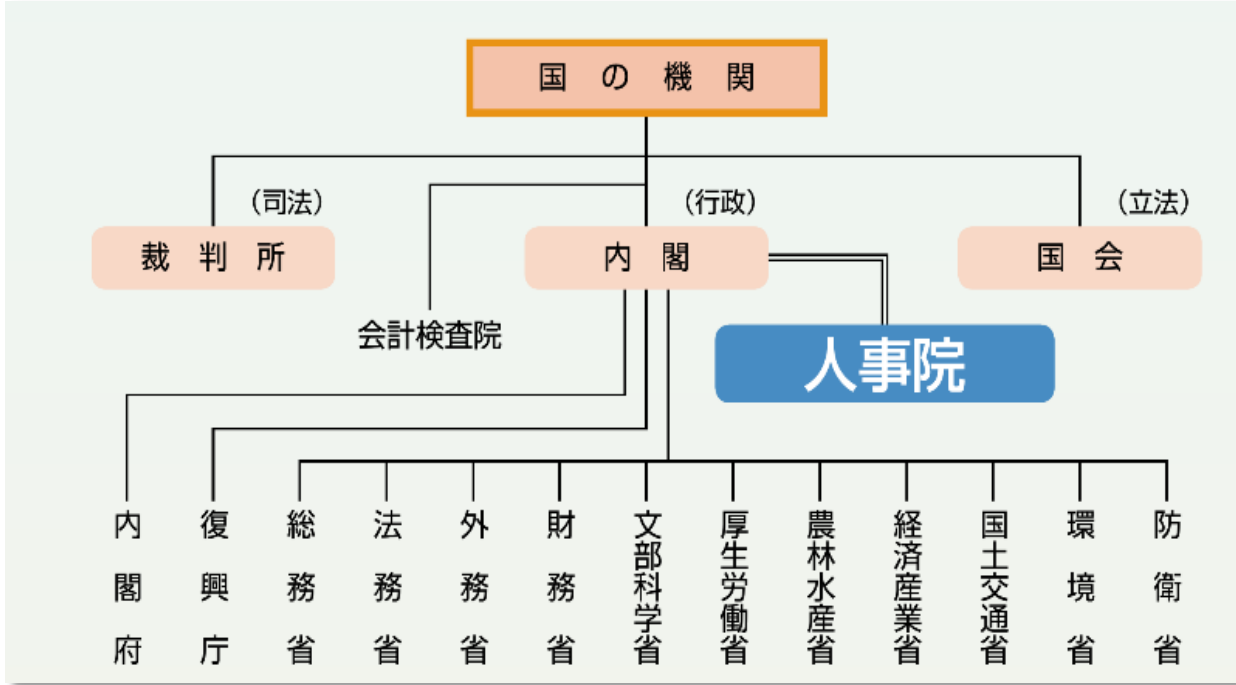
公務員人事管理の公正性が確保されるよう、採用試験、任免の基準設定、研修等を実施

労働基本権制約の代償措置

労働基本権制約の代償措置として、給与等勤務条件の改定等を国会及び内閣に勧告

人事行政の専門機関

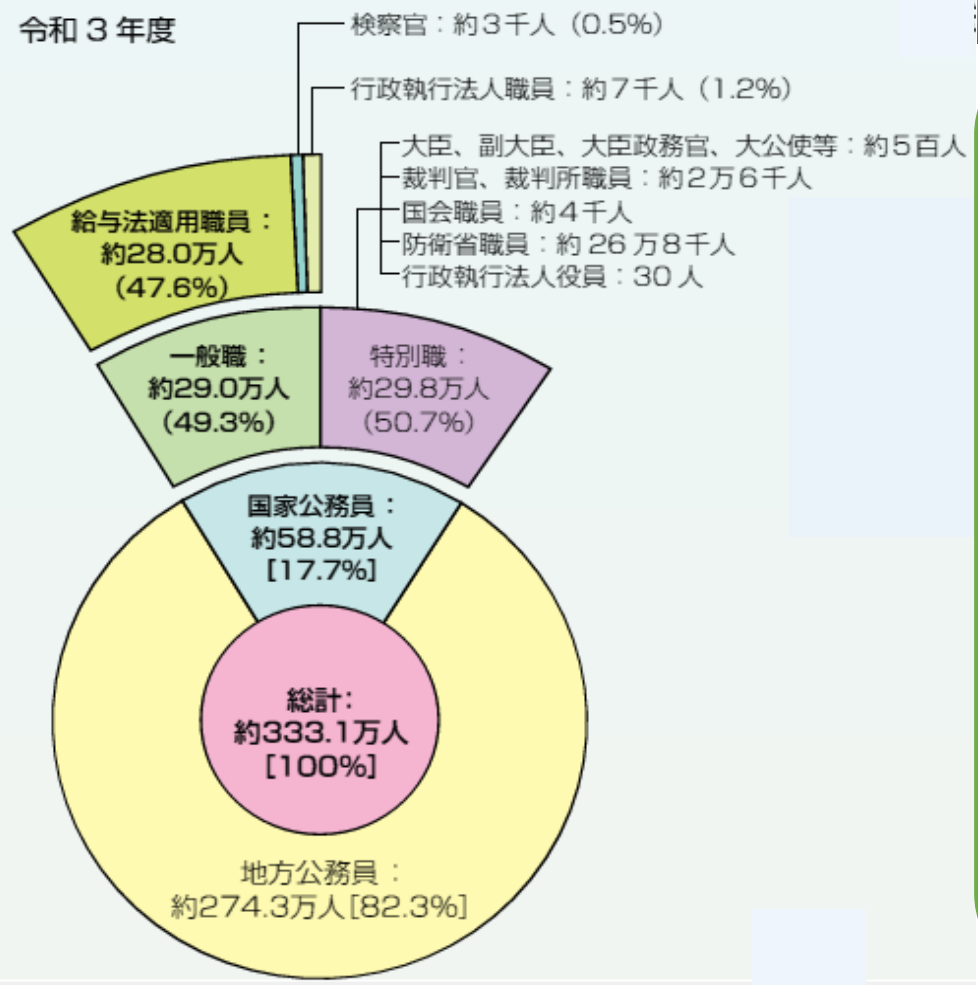
人事行政の専門機関として、内外の人事制度の調査研究を行い、時代の要請にこたえる人事施策を展開



○ 国家公務員宿舍法(昭和24年法律第117号) 第21条(国家公務員法との関係) 第8条の2、第10条、第12条、第13条及び第13条の4から第15条までに規定する事項(※施設使用料等)は、国家公務員法第22条及び第28条第1項の規定による人事院の勧告に係る事項に含まれるものとする。

国家公務員の数と種類

- 国家公務員は、現在約58.8万人で、人事院勧告の対象となる給与法適用職員は約28.0万人である。
- 国家公務員の採用は、原則として公開平等の採用試験による。



採用試験

総合職試験

政策の企画立案等の高度の知識、技術又は経験を必要とする業務等に従事

- 院卒者試験
- 大卒程度試験

【秋試験】

- 法務区分（院卒者）
（司法試験合格者対象）
- 教養区分（大卒程度）

一般職試験

事務処理等の定型的な業務等に従事

- 大卒程度試験
- 高卒者試験
- 社会人試験（係員級）

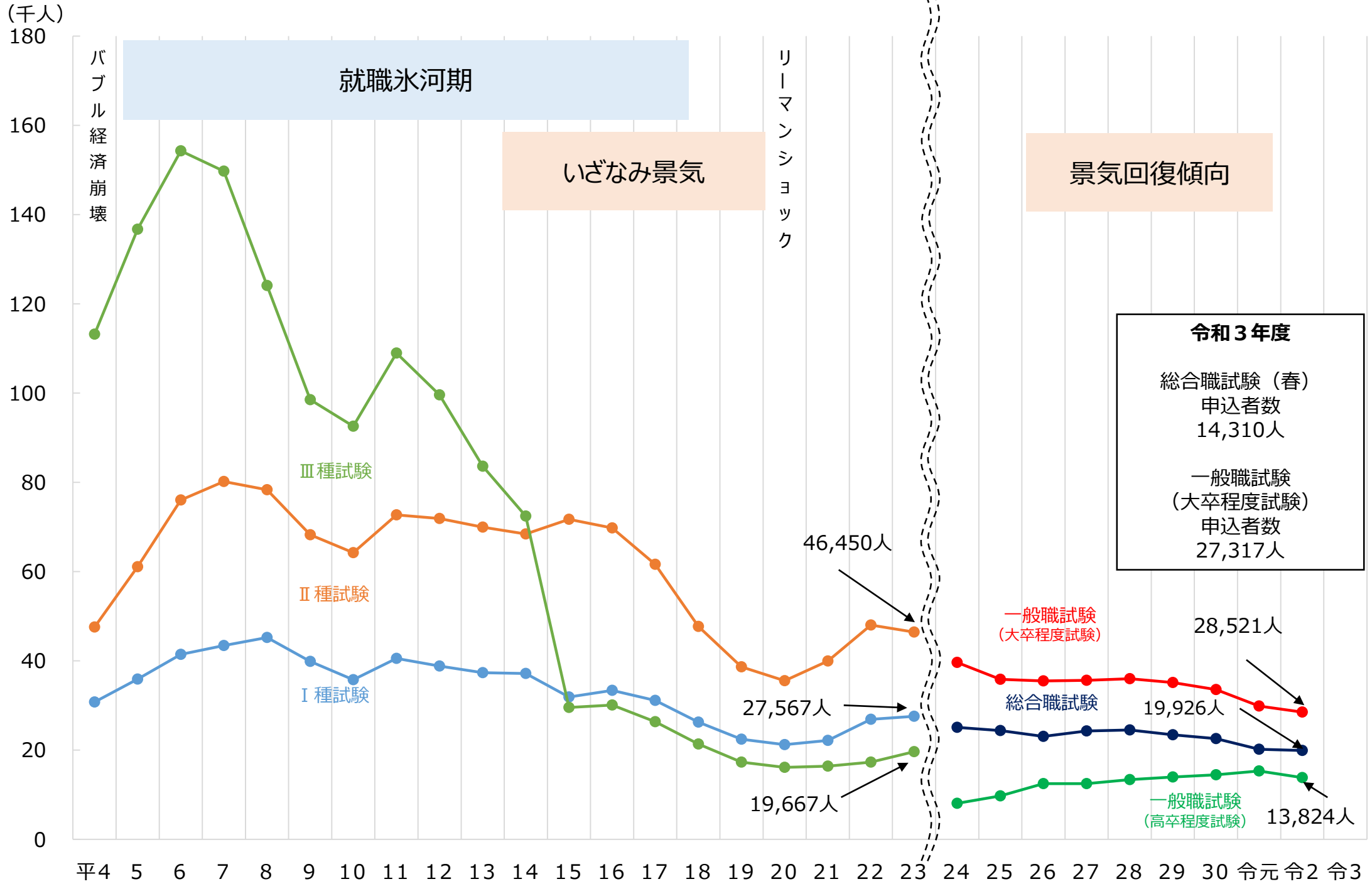
専門職試験

特定の行政分野に係る専門的な職種を対象

経験者採用試験

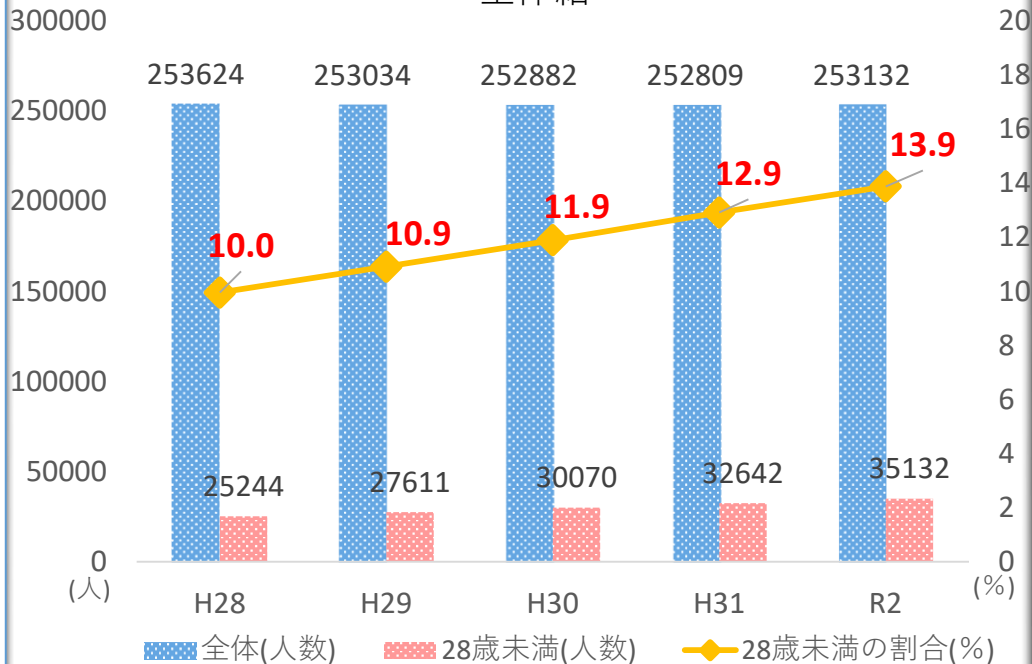
民間企業等の経験を有する者を係長以上の職に採用

国家公務員採用試験申込者数の推移

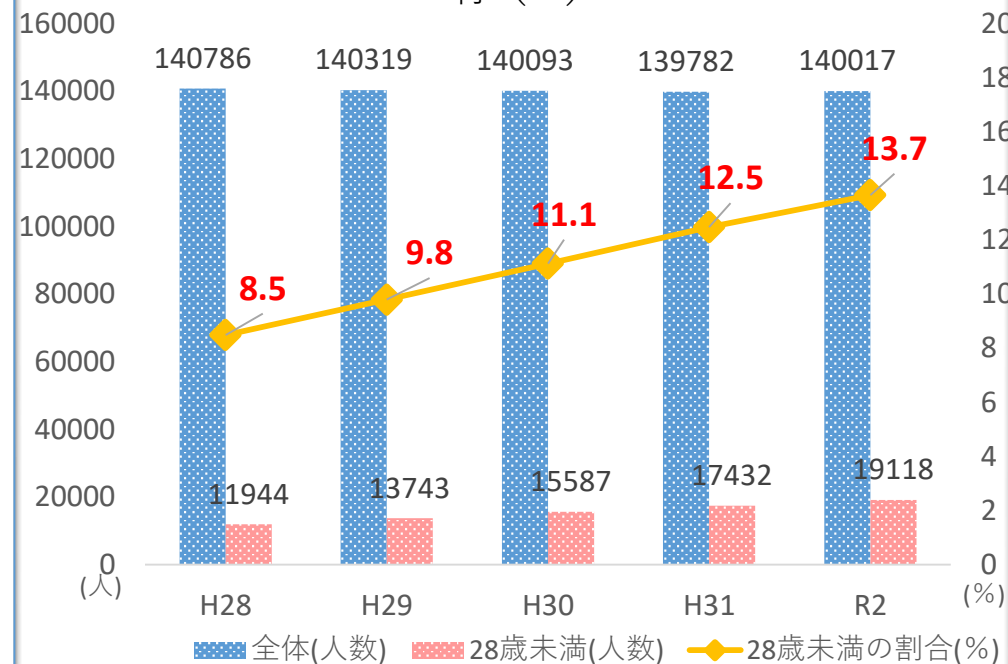


国家公務員数の推移

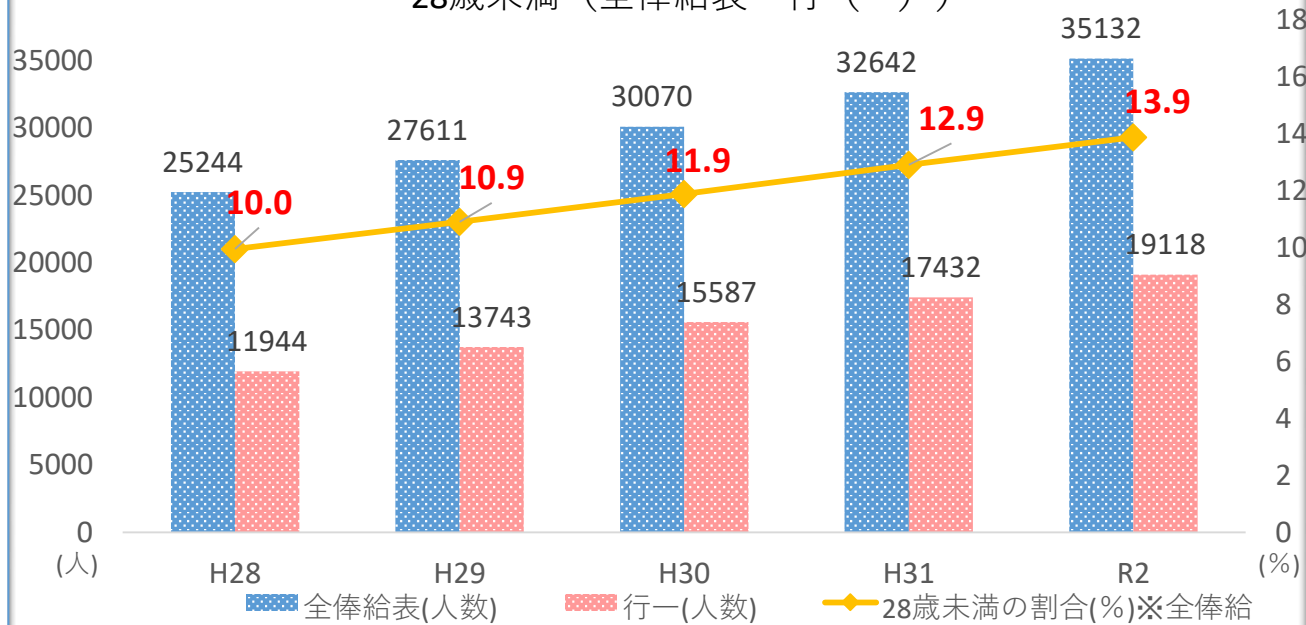
全俸給



行(一)



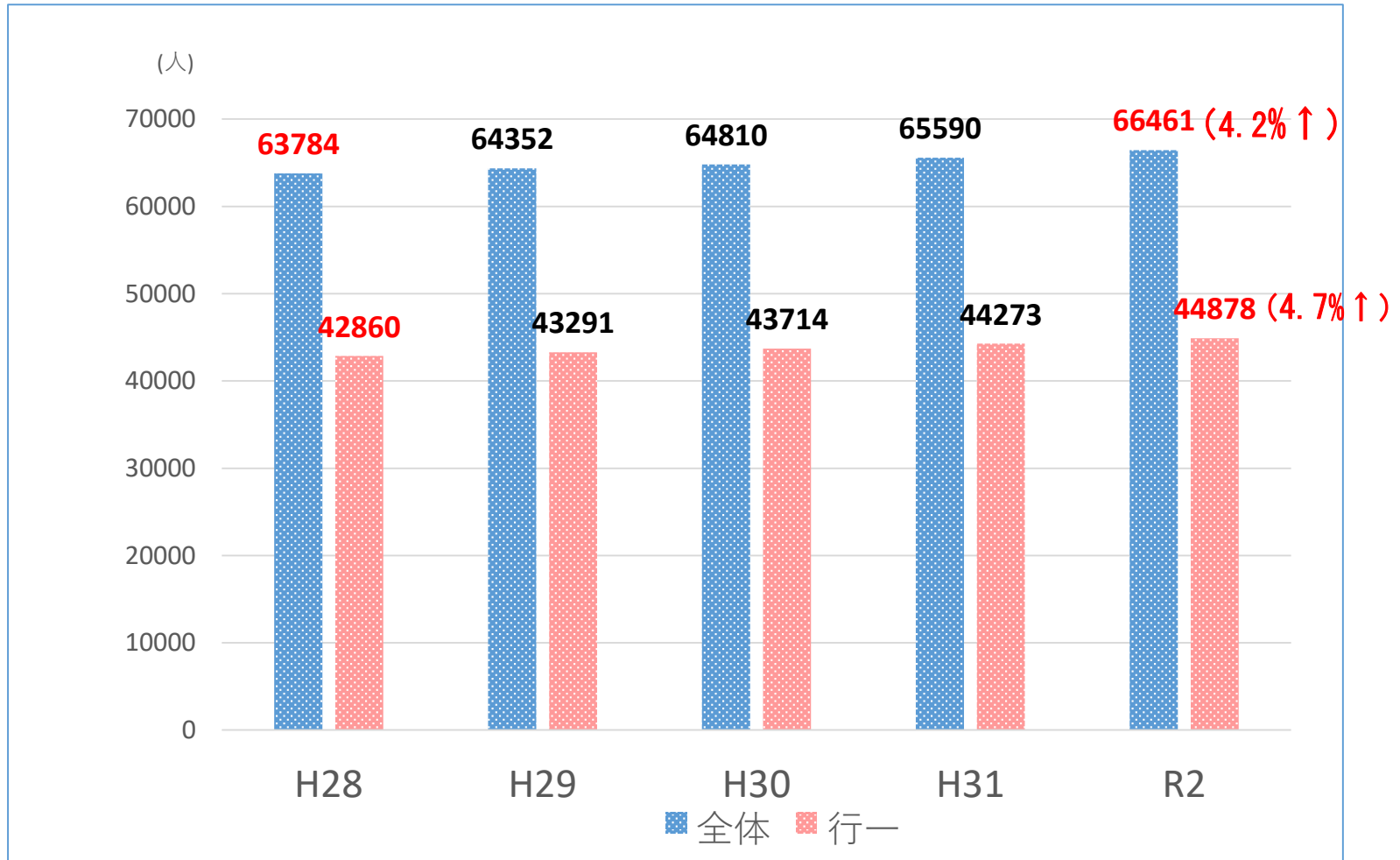
28歳未満(全俸給表・行(一))



※「行(一)」とは行政職俸給表(一)(民間企業の事務・技術職に相当)を指す。以降同様。

東京都特別区の在勤者(全体・行(一))

東京都特別区在勤者推移(全体・行(一))



人事院国家公務員給与等実態調査

②20代の国家公務員の自己都合退職者数

【国家公務員退職手当実態調査を基に内閣人事局で作成】

令和元年度の20代国家公務員の自己都合退職者数を6年前（平成25年度）と比較すると、**「総合職（行（一）適用者）」**では、**4倍以上**（21人→86人）。

- 総合職について、行（一）適用者に限らず、全ての俸給表適用者でも、4倍以上（25人→104人）。
- 総合職に限らず、一般職・専門職試験採用者を加えた全体でも、2倍以上（539人→1,122人）。

＜国家公務員の退職時満年齢20代の自己都合退職者数の推移＞

（人）

退職した年度 退職者区分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
総合職 行（一）	21	31	34	41	38	64	86
総合職 全ての俸給表	25	35	41	47	43	81	104
総合職＋一般職・専門職 全ての俸給表	539	651	679	766	773	939	1,122

（注1）「総合職」とは、総合職試験（院卒者試験及び大卒程度試験）、I種試験等により採用された者をいう。

（注2）「総合職＋一般職・専門職」とは、総合職、一般職（大卒・高卒）、専門職の各試験採用者。自衛官採用試験、選考採用、任期付採用等は含まない。

（注3）「行（一）適用者」とは、一般職給与法適用者のうち、専門職種等以外の一般的な行政事務に従事する者をいう。

（注4）「全ての俸給表適用者」とは、一般職給与法（行（一）、公安（一）・（二）、税務職、専門行政職等）、防衛省給与法（行（一）等）の適用者をいう。

在庁時間調査 取りまとめ結果

参考資料 1

2020年12月 内閣官房内閣人事局

(1) 調査の概要

○ 霞が関の国家公務員 約5万1千人の10月・11月の日ごとの「在庁時間」を調査。

※「在庁時間」は、職員が正規の勤務時間外に在庁した時間であり、具体的には、登庁から始業時刻まで及び終業時刻から実際に退庁した時刻までの時間の合計を指す（昼休み時間以外の食事時間や休憩時間等も含める。）。

(2) 取りまとめ結果のポイント

○ 職員1人当たりの 1日の平均在庁時間

	1日の平均在庁時間	
	10月	11月
全職員平均 約51,000人	1時間50分	2時間02分
20代以下 約8,900人	2時間14分	2時間32分
30代 約14,600人	2時間09分	2時間23分
20代かつ I種・総合職 約2,700人	2時間55分	3時間21分

○ 在庁時間別職員数

(%)は各職員数に占める割合

	月の在庁時間別職員数					
	45時間超		≧80時間超		≧100時間超	
	10月	11月	10月	11月	10月	11月
全体 約51,000人	18,680人 (37%)	17,499人 (34%)	6,247人 (12%)	5,522人 (11%)	2,940人 (6%)	2,617人 (5%)
20代以下 約8,900人	4,138人 (47%)	4,096人 (46%)	1,646人 (19%)	1,533人 (17%)	800人 (9%)	761人 (9%)
30代 約14,600人	6,661人 (46%)	6,253人 (43%)	2,365人 (16%)	2,152人 (15%)	1,195人 (8%)	1,051人 (7%)
20代かつ I種・総合職 約2,700人	1,788人 (65%)	1,772人 (64%)	886人 (32%)	841人 (31%)	472人 (17%)	452人 (16%)

健康確保措置の強化
(医師の面談等の対象)

20代の
負担が相
対的に高
い

◆30代以下の職員の在庁時間が長い傾向にある。このうち、20代かつI種・総合職の試験種別で採用された職員は、特に在庁時間が長い。

(注) ・10月と11月の数値を比較する際は、平日の日数が各月で異なることに留意（10月：22日間、11月：19日間）。
・「1日の平均在庁時間」は、各月の平均在庁時間数を各月の平日の日数で割った数。

在庁時間調査 取りまとめ結果

2020年12月 内閣官房内閣人事局

(参考) 集計表

		総計									
		I種・ 総合職	II種・ III種・ 一般職	専門職・ その他	20代以下	30代	40代	50代	60代以上		
職員数(人)※		50,682	11,467	25,359	13,856	8,859	14,588	16,862	9,384	989	
平均在庁時間 (括弧内は1日当たり平均)	10月	40h20m (1h50m)	46h56m (2h08m)	36h13m (1h39m)	42h25m (1h56m)	49h00m (2h14m)	47h18m (2h09m)	38h57m (1h46m)	26h30m (1h12m)	14h51m (0h41m)	
	11月	38h38m (2h02m)	46h50m (2h28m)	34h34m (1h49m)	39h19m (2h04m)	48h04m (2h32m)	45h24m (2h23m)	36h58m (1h57m)	24h44m (1h18m)	13h30m (0h43m)	
在庁時間別職員数(人)											
45時間超		10月	18,680	5,106	8,127	5,447	4,138	6,661	5,963	1,860	58
		11月	17,499	5,025	7,567	4,907	4,096	6,253	5,474	1,624	52
80時間超		10月	6,247	2,208	2,283	1,756	1,646	2,365	1,839	387	10
		11月	5,522	2,118	1,980	1,424	1,533	2,152	1,513	320	4
100時間超		10月	2,940	1,132	946	862	800	1,195	796	147	2
		11月	2,617	1,117	843	657	761	1,051	682	120	3

※職員数は10月のもの(月により変動があるため)

健康確保措置の強化
(医師の面談等の対象)

内閣官房内閣人事局資料

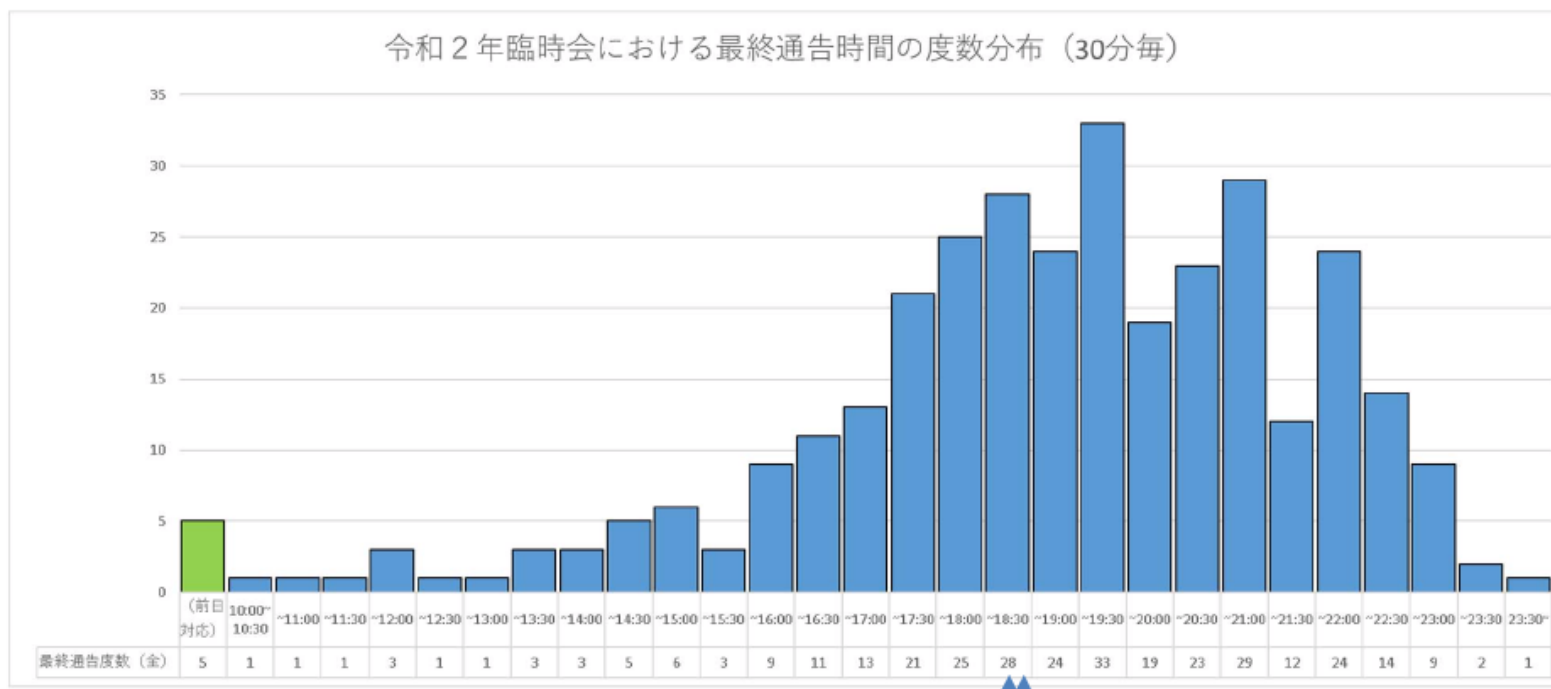
在庁時間調査 取りまとめ結果

2020年12月 内閣官房内閣人事局

(1) 国会対応に係る業務調査の概要

○ 令和2年臨時会における各府省の毎日の「最終通告時間（全ての質問取り等の終了時間）」を調査。

(2) 調査結果



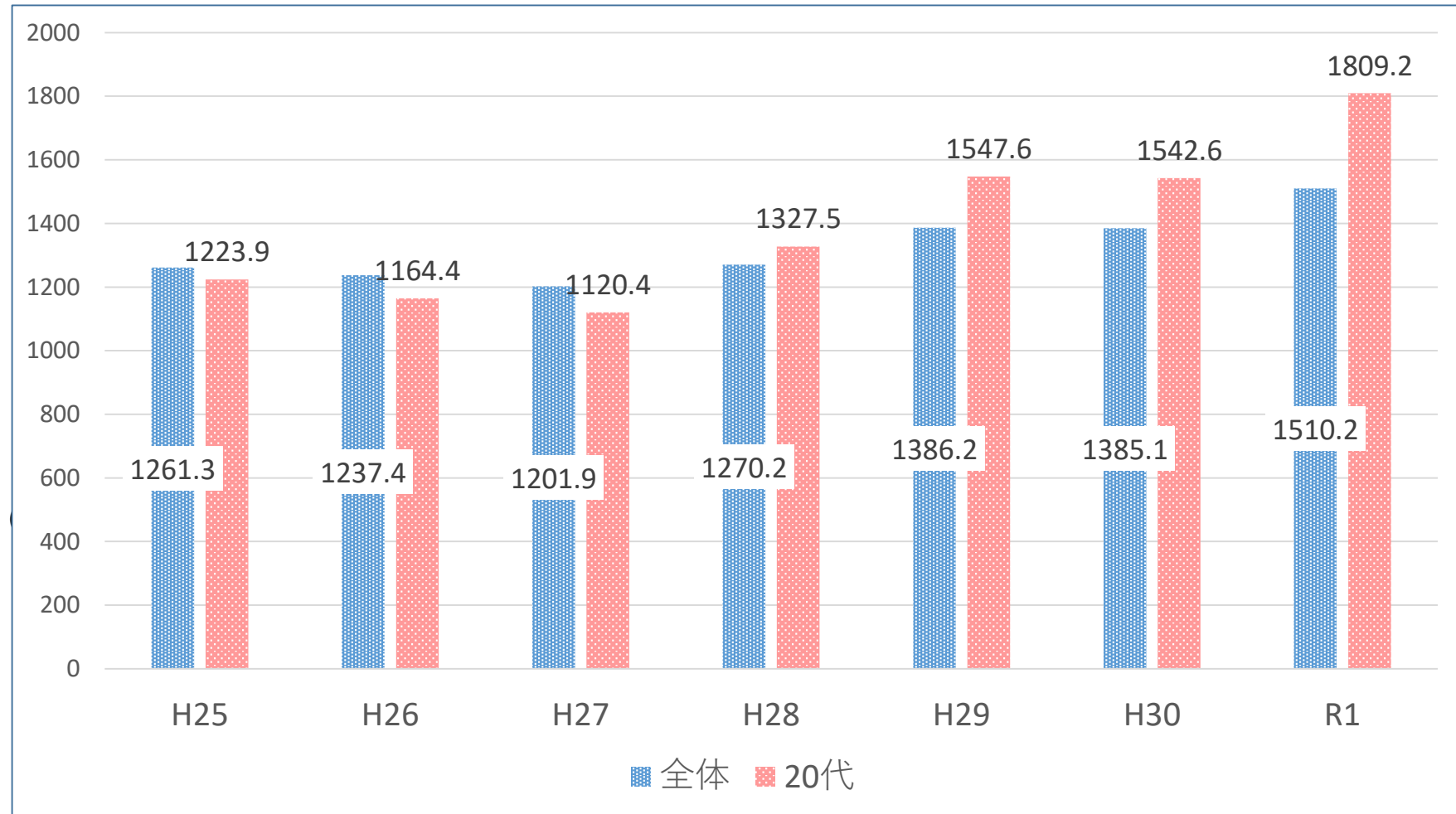
この時間帯から国会対応業務（当日中）が追加発生

最終通告時間の平均時間 18:46①
 うち衆・所管委（一般質疑）18:55② （参考：平成30年臨時会 20:19）

最終通告時間が定時（18:15）以降となったケース 65%
 20:00以降となったケース 36%

精神及び行動の障害による長期病休者率の推移

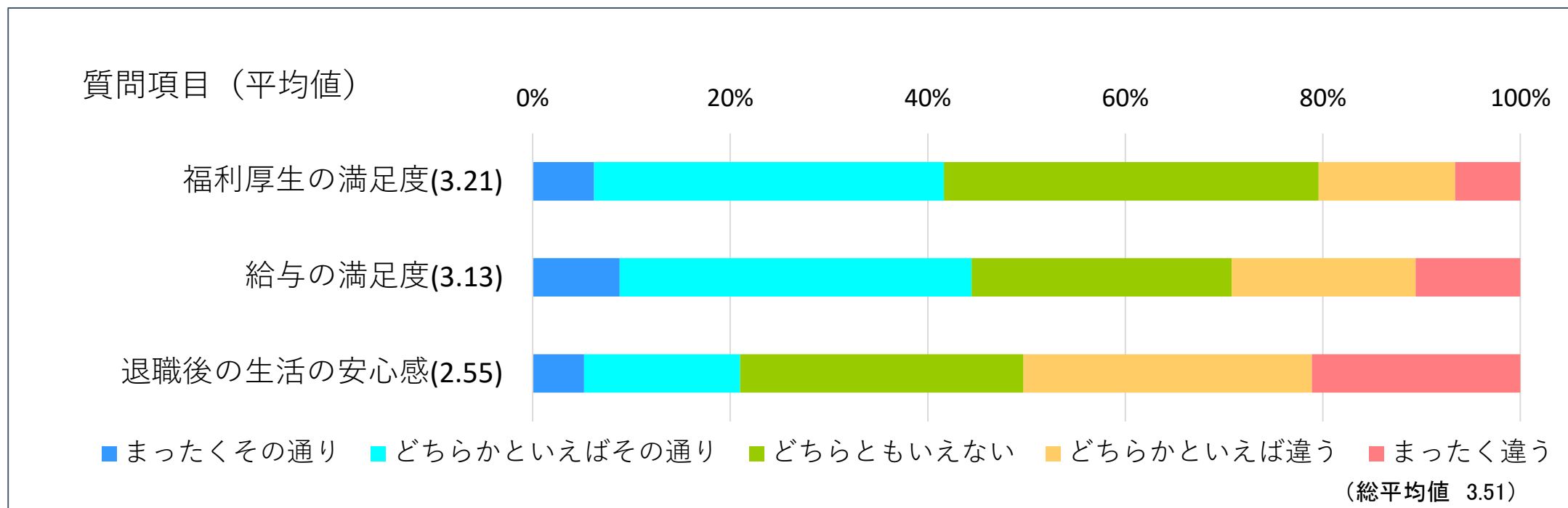
精神及び行動の障害による長期病休者率（職員10万人当たり）



公務職場に関する意識調査①

- 職員の意識や職場の実態を聴取し、職場の魅力・課題を把握し、課題改善に向けた方策を探る
- 対象：一般職の国家公務員（常勤職員）
- 実施：令和3年2月、Web上で任意・無記名で回答、有効回答数：61,532

【報酬・処遇】



- ✓ 「福利厚生への満足度」に関連する自由記述の回答からテキストマイニングした結果、「宿舎」、「家賃補助」など住居面に関するもの、「健康診断」、「人間ドック」、「スポーツジム」など健康面に関する単語が多く抽出された。

自由記述欄の回答(20代職員)のうち宿舎に関するもの

- ✓ 公務員宿舎や住居手当が民間と比べて少ないような気がするので、もう少しよりよい環境を作ってほしい。
- ✓ 老朽化した宿舎の建て替えやリフォームなど施設の整備を行ってほしい。
- ✓ 係員級の宿舎の募集をあまり見かけないため、係員級でも居住可能な宿舎の割合を増やしていただきたい。
- ✓ 便利な立地に宿舎を増やしてほしい。
- ✓ 異動の内示や宿舎の通知が来るのが遅く、引っ越し業者を手配するのが困難。

住居手当の概要

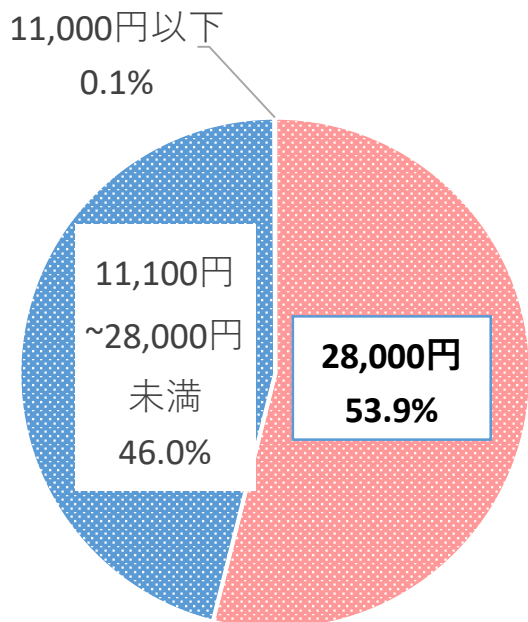
住居手当の概要

借家・借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者等が借家・借間に居住する職員に支給

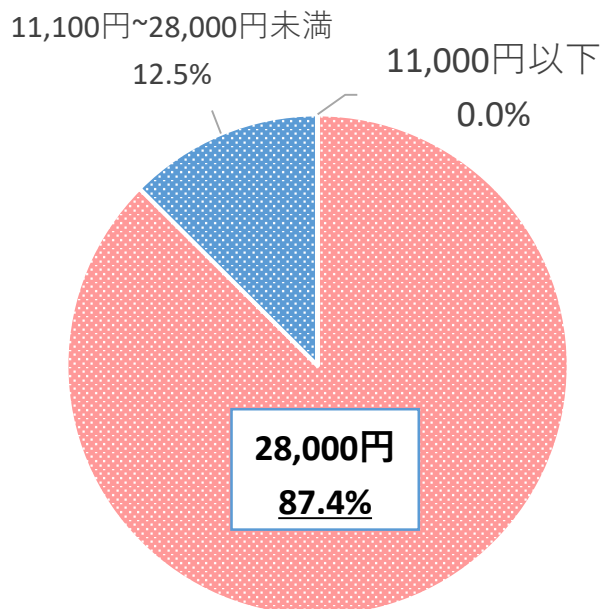
- ・ 借家・借間居住職員（月額16,000円を超える家賃を支払っている職員） 最高 28,000円
- ・ 配偶者等が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員 最高 14,000円

住居手当受給者の支給月額の内訳

全体



東京都特別区

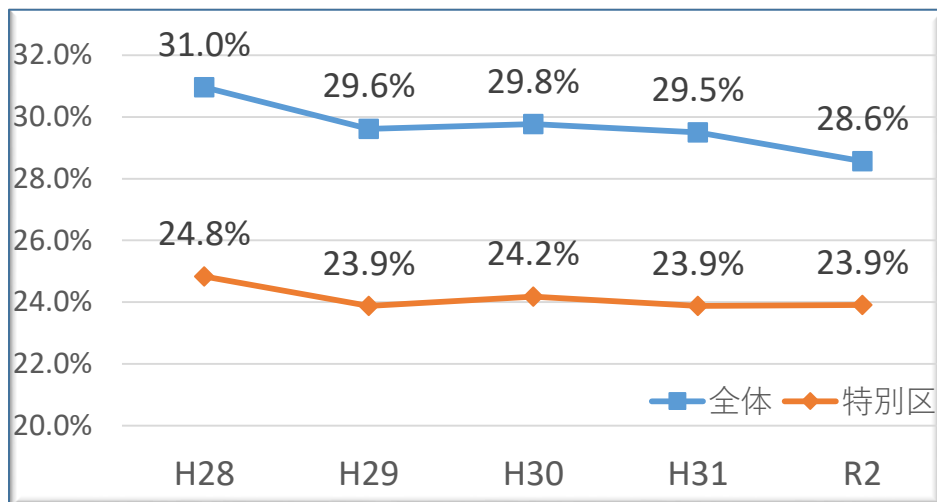


（参考）国家公務員 初任給（俸給月額）

22歳（総合職試験（大卒））	俸給月額 186,700円
22歳（一般職試験（大卒））	俸給月額 182,200円
18歳（一般職試験（高卒））	俸給月額 150,600円

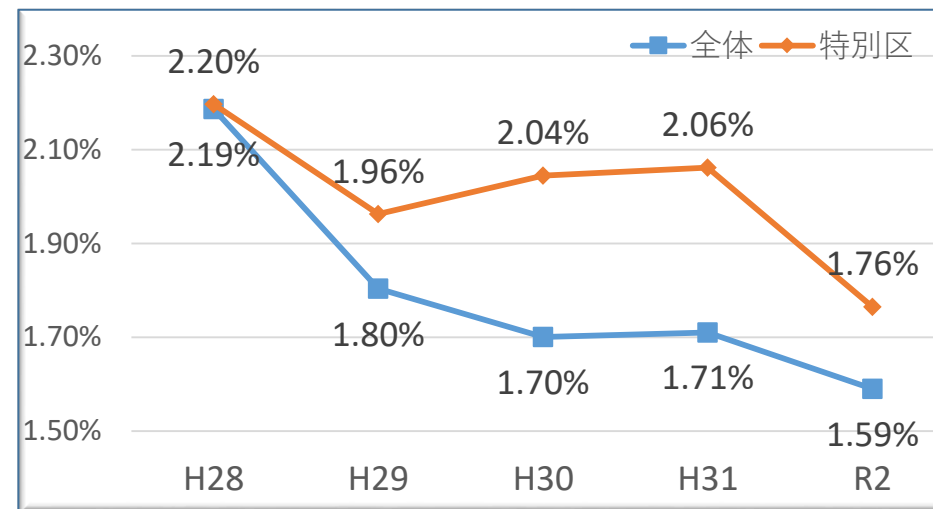
地域手当：東京都特別区の支給割合20%

公務員宿舎居住者



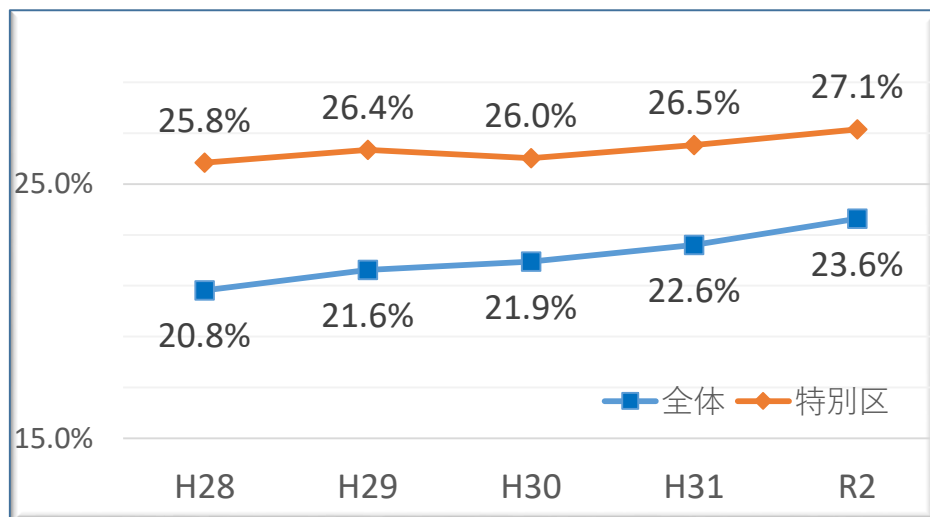
(公務員宿舎のうち、「単独宿舎」「共同宿舎で各戸専用の炊事設備があるもの」)

寮居住者



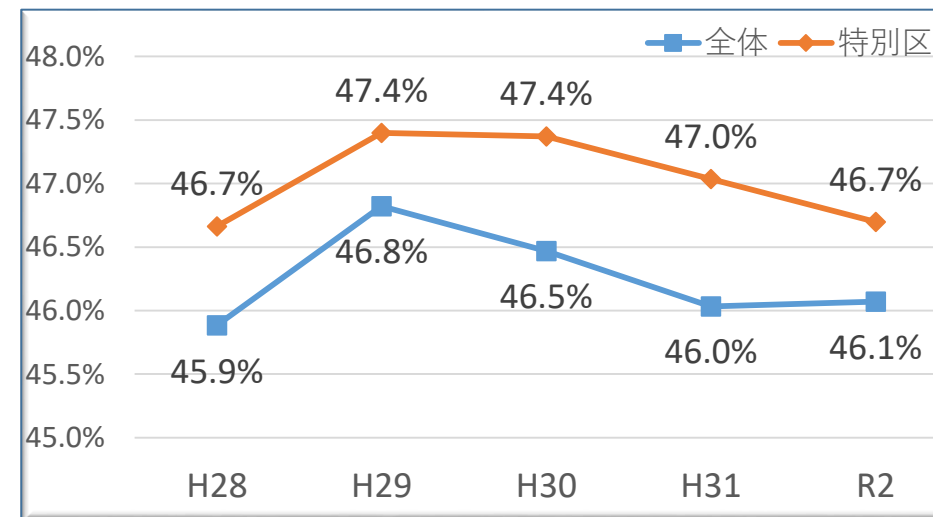
(公務員宿舎のうち、「共同宿舎で各戸専用の炊事設備がないもの」)

借家借間居住者



(職員や親族等が家賃を支払っているもの)

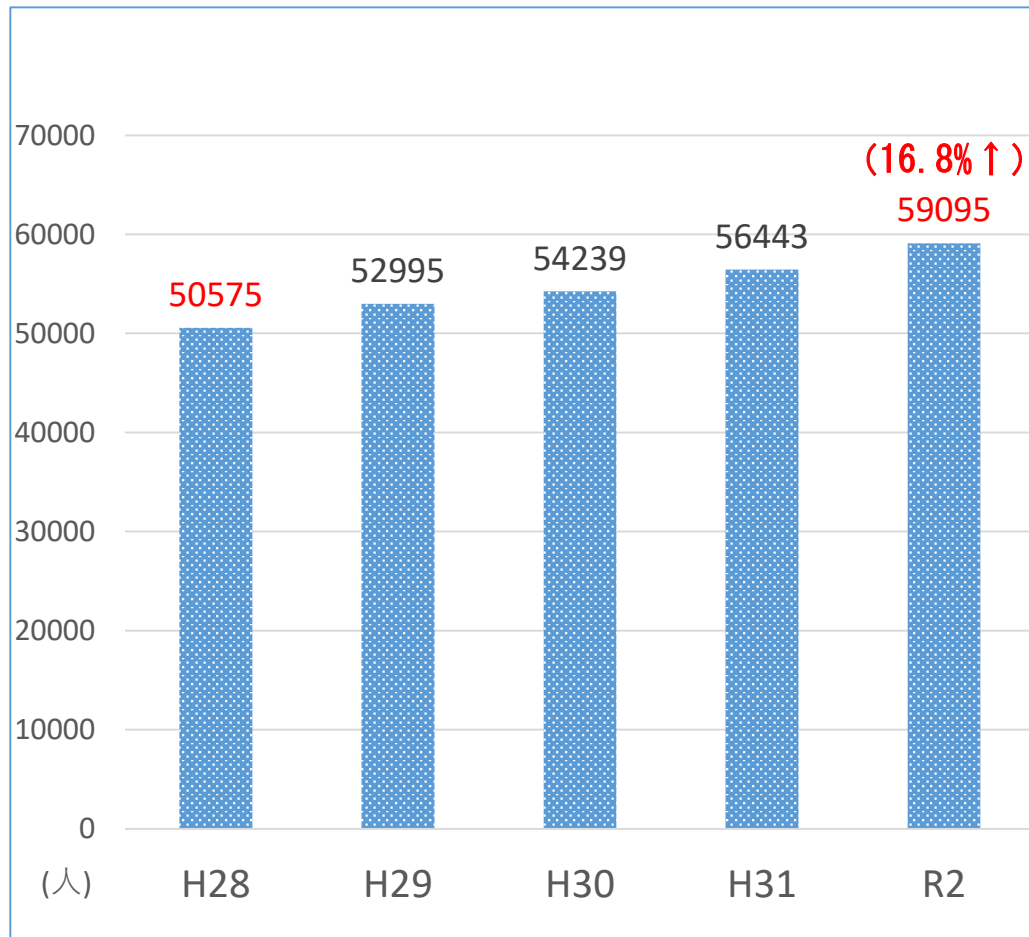
自宅居住者



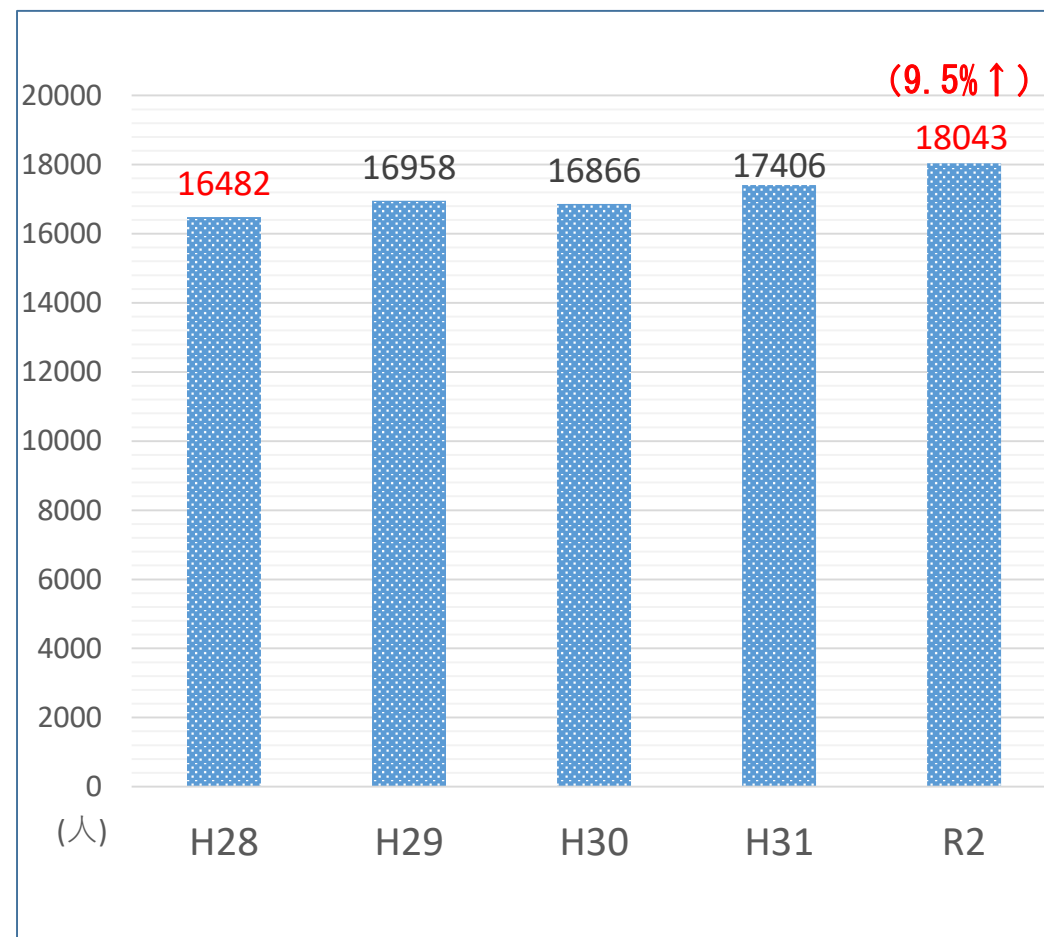
(職員や親族等が実質上所有している住宅)

住居手当受給者の推移

住居手当受給者数推移



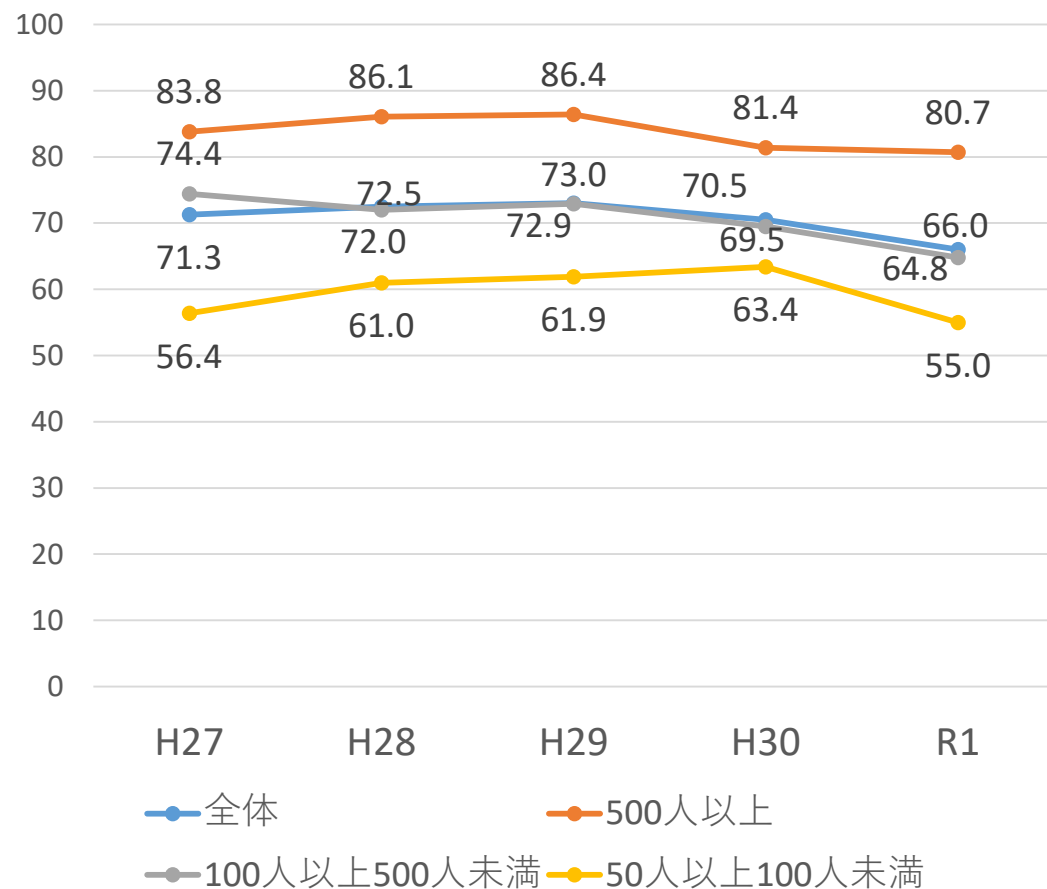
特別区における借家借間居住者の推移



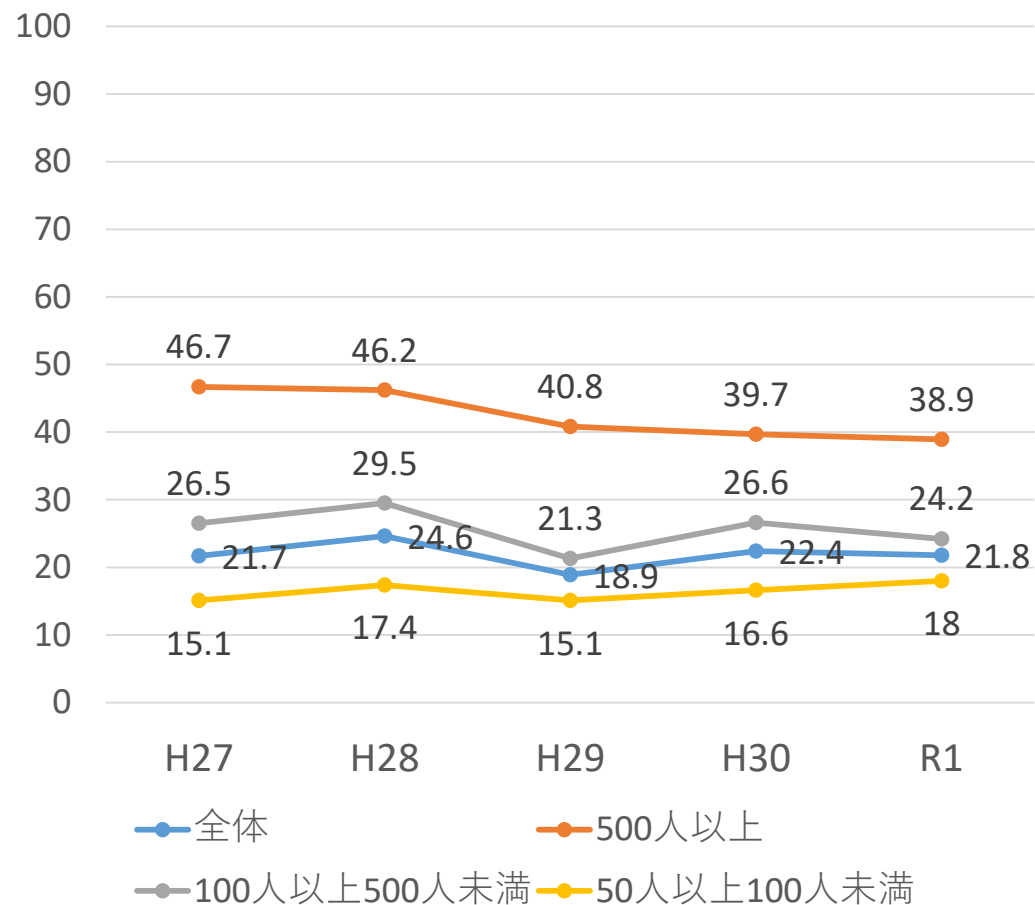
人事院国家公務員給与等実態調査

民間企業における社宅の有無の推移

社宅の有無別企業数割合 (転居を伴う転勤あり)



社宅の有無別企業数割合 (転居を伴う転勤なし)



人事院民間企業の勤務条件等調査

国家公務員の人材育成

- ✓ 人事院では、各役職段階において求められる資質・能力を伸ばすことができるよう、行政研修等を実施し、採用時から幹部級まで必要な研修の体系化と研修内容の充実を図っている。
- ✓ 行政研修
 - ・ 国家公務員として協力して施策を行うための相互の信頼関係の醸成等を基本的な目的としている役職段階（係員級～幹部級）ごとの研修
 - ・ 研修参加者が、互いに啓発しながら相互の理解・信頼を深めることができるよう、多くの研修で合宿研修を設定し、意見交換を行う機会の提供に努めている。
 - ・ 令和2年度及び同3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、日程を短縮したり、合宿・通勤のほか、オンラインの方法も用いて実施

